

施設利用料(新料金表)

R1.10.1

① 介護老人保健施設サービス

＜基本料金＞

(単位＝円／日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	775	823	884	935	989
一人部屋	701	746	808	860	911

- * サービス提供体制強化加算(18円)、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(34円)、夜勤職員配置加算(24円)が上記金額に加算されます。
- * 初期加算・・・入所日から30日間のみ、1日30円加算されます。
- * 短期集中リハビリテーション、認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合は上記金額に1日240円加算されます。
- * 再入所時栄養連携加算、経口移行加算、経口維持加算、療養食加算、栄養マネジメント加算、低栄養リスク改善加算が別途加算される場合があります。
- * 褥瘡マネジメント加算(10円)、排せつ支援加算(100円)が別途加算される場合があります。
- * 退所時情報提供加算、退所前連携加算、かかりつけ医連携薬剤調整加算が別途加算される場合があります。
- * ターミナルケア加算として別途加算が発生する場合があります(期間により料金が異なります)。
- * 介護職員処遇改善加算として上記合計金額に3.9%が加算されます。
- * 介護職員等特定処遇改善加算として上記合計金額に2.1%が加算されます。

＜食費・居住費＞

		第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
食費		300	390	650	1,530
居住費	多床室	0	370	370	377
	一人部屋	490	490	1,310	1,668

＜その他＞

* 日用品費＝50円／日

- * 第四段階で二人部屋(多床室)利用の場合は居住費が734円となります。
- * 特別な室料 個室1日550円(畳あり)・440円(畳なし)、2人室1日330円(消費税込み)

- * 洗濯代・・・40～200円／枚
- * 美容代・・・3,000円～
- * 教養娯楽費(サークル活動材料費)＝実費

② 短期入所療養介護(ショートステイ)

* 要支援は介護予防サービスとなります。

＜基本料金＞

(単位＝円／日)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	613	768	829	877	938	989	1,042
一人部屋	580	721	755	801	862	914	965

- * サービス提供体制強化加算(18円)、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(34円)、夜勤職員配置加算(24円)が上記金額に加算されます。
- * 個別リハビリテーションを実施した場合は上記金額に1日240円加算されます。
- * 療養食加算が別途加算される場合があります。
- * 介護職員処遇改善加算として上記合計金額に3.9%が加算されます。
- * 介護職員等特定処遇改善加算として上記合計金額に2.1%が加算されます。

＜食費・居住費＞

		第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
食費		300	390	650	1,530
居住費	多床室	0	370	370	377
	一人部屋	490	490	1,310	1,668

＜その他＞

* 日用品費＝50円／日

- * 第四段階で二人部屋(多床室)利用の場合は居住費が734円となります。
- * 特別な室料 個室1日550円(畳あり)・440円(畳なし)、2人室1日330円(消費税込み)

- * 美容代・・・3,000円～
- * 洗濯代・・・40～200円／枚
- * 教養娯楽費(サークル活動材料費)＝実費

③ 通所リハビリテーション(デイケア)

＜基本料金＞

(単位＝円／日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6～7時間	670	801	929	1,081	1,231
入浴加算	50	50	50	50	50
提供体制強化加算	18	18	18	18	18
リハ提供体制加算	24	24	24	24	24
合計	762	893	1,021	1,173	1,323

* リハ提供体制加算は早退により利用時間が少なくなった場合減額となります

- * リハビリマネジメント加算(Ⅰ)の対象者は月330円が加算されます。
- * リハビリマネジメント加算(Ⅱ)の対象者は利用開始月から6月以内は月850円、6月超は月530円が加算されます。
- * リハビリマネジメント加算(Ⅲ)の対象者は利用開始月から6月以内は月1,120円、6月超は月800円が加算されます。
- * 栄養スクリーニング加算が利用開始月から6ヵ月に1度、月5円加算されます。
- * 短期集中個別リハビリテーションを実施した場合は1日110円加算されます。
- * 介護職員処遇改善加算として上記合計金額に4.7%が加算されます。
- * 介護職員等特定処遇改善加算として上記合計金額に2.0%が加算されます。
- * その他＝食費(610円)＋日用品費(50円)→利用回数分、上記に加算されます。
- * 教養娯楽費(サークル活動材料費)＝実費

④ 介護予防通所リハビリテーション

＜基本料金＞

(単位＝円／日)

要支援1	要支援2
一月につき1,721円	一月につき3,634円

* サービス提供体制強化加算として、要支援1の方は72円、要支援2の方は144円が加算されます。

- * 運動器機能向上加算の対象者は1月225円が加算されます。
- * リハビリマネジメント加算の対象者は月330円が加算されます。
- * 栄養スクリーニング加算が利用開始月から6ヵ月に1度、月5円加算されます。
- * 介護職員処遇改善加算として上記合計金額に4.7%が加算されます。
- * 介護職員等特定処遇改善加算として上記合計金額に2.0%が加算されます。
- * その他＝食費(610円)＋日用品費(50円)→利用回数分、上記に加算されます。
- * 教養娯楽費(サークル活動材料費)＝実費

*** 2割負担の方は各サービスの基本料金が2倍に、3割負担の方は3倍となります。**